

大学院段階へ「在学中は授業料を徴収せず、卒業後の所得に応じて納付する新たな制度」を創設する目的・効果（イメージ）

骨太の方針
2022

- ◆ 在学中は授業料を徴収せず、卒業後の所得に応じて納付する新たな制度を、授業料無償化の対象となっていない学生について、安定的な財源を確保しつつ**本格導入することに向けて検討**
- ◆ **まずは大学院段階において創設**
 - ※本格導入に向けた検討においては、教育費を親・子供本人・国がどのように負担すべきかという論点、本制度の国民的な理解・受け入れ可能性を十分考慮

教育未来創造
会議工程表

大学院段階での創設は**令和6年度**（制度改正等を踏まえて支援を実施、継続的な効果の検証と必要に応じた見直しの実施）

速やかな準備のため
実務はJASSOが担う



機構の業務として、経済的に困難を抱える優秀な大学院段階の学生を対象として実施



令和6年度創設の制度の目的・効果

- ①在学中の「授業料負担」の存在を、大学院進学判断に影響させない
 - ②卒業後の所得に応じた納付（セーフティーネット）
- 経済的理由により修学に困難がある優れた学生や、様々なライフイベントの中でも学び続ける社会人が、高度な「知」を習得する場である大学院にチャレンジすることを後押し
- これにより、個人の自己実現のみならず、我が国全体としての高度人材・専門人材の育成・強化を推進

あわせて、少子化が急速に進展し、子の教育費負担がその要因の一つともされている中、教育費負担の在り方を議論していくこととする。

大学院段階へ「在学中は授業料を徴収せず、卒業後の所得に応じて納付する新たな制度」を創設する目的・効果

- ・ 在学中の「授業料負担」の存在を、大学院進学判断に影響させない。
- ・ 卒業後の所得に応じた納付（セーフティーネット）とする。



経済的理由により修学に困難がある優れた学生や、様々なライフイベントの中でも学び続ける社会人が、大学院という高度な「知」を習得する場にチャレンジすることを後押しする。

これにより、個人の自己実現のみならず、我が国全体としての高度人材・専門人材の育成・強化を推進する。

- 憲法第 26 条は「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」と定めており、教育基本法第 4 条第 3 項においては「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。」とされている。また、日本学生支援機構法において、日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、教育の機会均等に寄与するために、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与及び支給その他必要な援助を行うこととされている。これらの規定に基づき、機構は、経済的に困難を抱える優秀な学生に対して貸与型奨学金事業を実施してきた。
- 平成 29 年度には、給付型奨学金事業の創設と併せて、貸与基準を満たす希望者全員が貸与を受けられるよう無利子奨学金事業を拡充するとともに、返還に係る負担の軽減のため、所得連動型返還方式が導入された。さらに、令和 2 年度からは、学部段階の学生を対象として、授業料減免と給付型奨学金の支給を併せて実施する「高等教育の修学支援新制度」を開始しており、経済的に大きな困難を抱える世帯を含め、奨学金制度全体の拡充を通じて、高等教育の機会均等の実現に寄与してきたところである。
- 一方、教育未来創造会議の第一次提言においては、「修学支援新制度の導入により、低所得層に対する給付型の支援が充実されてきた一方で、その対象とはならない層への支援が課題となっている」こと等が指摘され、「令和 2 年度に導入した高等教育の修学支援新制度について中間所得層のうち特に負担軽減の必要性が高いと認められる学生に支援対象を拡大するとともに、減額返還制度の見直しや大学院段階における授業料不徴収・卒業後返還の導入などによりライフイベントに応じ返還者の判断で柔軟に返還（出世払い）できる仕組みを創設するため、恒久的な財源の裏付けの観点も念頭に置きつつ、奨学金制度を改善する」ことが提言

された。

- また、骨太の方針（経済財政運営と改革の基本方針）2022においても、「新たな時代に対応する学びの支援の充実を図る。このため、恒久的な財源も念頭に置きつつ、給付型奨学金と授業料減免を、必要性の高い多子世帯や理工農系の学生等の中間層へ拡大する。また、減額返還制度を見直すほか、在学中は授業料を徴収せず卒業後の所得に応じて納付を可能とする新たな制度を、教育費を親・子供本人・国がどのように負担すべきかという論点や本制度の国民的な理解・受け入れ可能性を十分に考慮した上で、授業料無償化の対象となっていない学生について、安定的な財源を確保しつつ本格導入することに向け検討することとし、まずは大学院段階において導入することにより、ライフイベントも踏まえた柔軟な返還・納付（出世払い）の仕組みの創設を行う。」としている。
- 修学支援新制度の対象の拡大については「高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議」において別途検討されている。また、博士課程の学生については、研究の担い手として、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」等に基づき、経済的支援の拡充やキャリアパス整備の支援等の取組が進められているが、修士課程や専門職大学院の学生は現状、こうした取組の対象外となっている。
- このような状況を踏まえ、高等教育を受ける者・受けた者が、個人の自己実現等のみならず、我が国社会の成長を牽引する高度な人材・専門的知見を有する人材へと成長していけるよう、各種の支援を引き続き着実に実施しつつ、研究者の養成、高度専門職業人の養成など多面的な人材養成機能を担う修士段階の学生支援の見直しを図る必要がある。
- 特に、令和6年度は、4年制の大学において、学部1年次の段階から修学支援新制度の対象となっていた学生（すなわち、これまで授業料の支払いについて心配をする必要がなかった学生）の多くが、次のキャリアステージに進む年である。こうした者を含めた学生が、就職・進学を検討するに当たって、大学院の授業料という当面の負担が、中長期的な進路の意志決定に過度に影響しないようにする必要がある。
- 加えて、教育未来創造会議においては、誰もが、生涯にわたって、意欲を持って学び、スキルを身につけ、活躍をしていくこと、また学び続け、知識と知恵をアップデートし続けることを可能とする社会を構築していくことが不可欠であるとされている。一方、費用、時間等の制約から、社会人が学び直し（リカレント教育）に対して消極的な傾向が見られ、特に社会人の大学・大学院入学者割合は諸外国に比べて低くなっていることが指摘されている。このため、社会人を対象として、結婚・子育てなどの様々なライフイベントの中で経済的に余裕がなかったとしても、大学院の授業料という当面の負担により、大学院における学位取得に向けた意欲が失われないようにする仕組みが求められる。

- これらの大学院段階を対象とした制度については、教育未来創造会議第一次提言の工程表において、令和6年度から開始することとされている。令和4・5年度中に実務の検討、システムの構築及び周知等を速やかに行う観点から、学生の経済的支援に関して豊富な知見と経験を有する日本学生支援機構が、経済的に困難を抱える優秀な学生に対する経済的支援に係る業務として実施することとする。
- 新たな制度の創設により、学士課程に在籍する学生や、リカレント教育として学位の取得を希望する社会人が、当面の授業料などの経済的な制約に過度に影響されずに、修士課程・専門職大学において専門性を高め、卒業（修了）後に博士課程や企業等において活躍していけるよう、環境の整備を図ることとする。
- また、我が国においては「卒業までの学費・生活費は保護者が負担するのが当然」であると考え保護者が多数を占めており、これは所得階層別にみても同じ傾向にあるが、新たな制度は、授業料について、在学中は徴収しないこととしつつ、卒業後に無理なく本人が負担することを求めるものである。

少子化が急速に進展し、子の教育費負担がその要因の一つともされている中にあっては、新たな制度の創設を契機として、大規模な意識調査なども併せて実施しつつ、本制度の国民的な受止め等も踏まえ、教育費を親、学生本人、社会においてどのように負担していくかという在り方を議論していくこととする。